

# 東京都地方労働委員会 ヒアリング資料

- ・ 労働関係紛争処理における地方労働委員会の現状と課題
- ・ 労働検討会提出資料

## 労働関係紛争処理における地方労働委員会の現状と課題

東京都地方労働委員会 会長 藤田 耕三

### 1 労働関係紛争処理における地方労働委員会の役割

#### (1) 労働委員会の主要な任務

- ア 不当労働行為の審査・救済  
民事裁判との違いについて

#### イ 争議調整

#### (2) 調整機能と審査機能の併存

- ・多数の立場は、両機能の併存を肯定

平成13年の新受付事件：調整事件 168件、不当労働行為事件 96件

- ・委員改選に伴う斡旋事件への移行

都労委では、不当労働行為事件で和解の勧誘を行っている段階で委員改選期を迎え、当該事件担当委員が退任する場合には、事件の早期解決の見地から、当事者を説得して、形式上斡旋事件に移行することとし、引き続き同一の三者委員構成で事件処理を行っている。

#### (3) 委員・事務局の役割

##### ア 委員

直接事件処理に携わっている。委員構成と在職期間は資料16・17のとおり  
公益委員は1か月に10～12件、労・使委員は7～9件程度事件処理にあっている。同一の委員が1日に2～3件の事件処理にあたることも多い。

- ・都労委の場合の公・労・使別委員任命の枠組

委員任命の事務手続きは、知事（産業労働局）の所管

##### イ 事務局

委員の補佐役。事件処理上の権限は、関係法令には明記されていないが、事実上舞台回しの役割が期待されており、重要な責務を担う。

定年退職により、事件処理に精通した職員が次第に少なくなっている一方、近年ローテーション人事が一般化しているところから、短期在職を前提とした研修体系の確立等が急務。

- ・職員の研修体系については資料18参照
- ・平成7年度から行政専門職制度を導入、13年度からは法務関係職員の公募制を実施し、職員の専門性の向上に努めている。

## 2 不当労働行為事件審査実務の現状

(1) 係属事件数、事件の態様、処理期間、終結区分等  
資料2～9のとおり

(2) 申立から終結までの審査手続進行の主なパターン

### ・命令交付事件の場合

- i 申立 → 調査（争点整理、証拠整理、和解の瀬踏み等） → 審問開始 → 結審 → 合議 → 命令交付
- ii 申立 → 調査（争点整理、証拠整理、和解の瀬踏み等） → 和解勧試・不調 → 審問開始 → 結審 → 合議 → 命令交付
- iii 申立 → 調査（争点整理、証拠整理、和解の瀬踏み等） → 審問開始 → 結審を待たず和解勧試・不調 → 審問再開 → 結審 → 合議 → 命令交付
- iv 申立 → 調査（争点整理、証拠整理、和解の瀬踏み等） → 審問開始 → 結審 → 和解勧試・不調 → 合議 → 命令交付

### ・関与和解成立事件の場合

- i 申立 → 調査（争点整理、証拠整理、和解の瀬踏み等） → 和解勧試・成立 → 取下
- ii 申立 → 調査（争点整理、証拠整理、和解の瀬踏み等） → 審問開始 → 結審を待たず和解勧試・成立 → 取下
- iii 申立 → 調査（争点整理、証拠整理、和解の瀬踏み等） → 審問開始 → 結審 → 和解勧試・成立 → 取下

(3) 事件担当委員・職員

- ・都労委は公・労・使各1名。地労委によっては、各側複数の委員が担当
- ・労・使委員については調査手続きに当然に参画する規定はないが、当初から参画する場合が多い。
- ・担当職員は2名

(4) 事件処理にあたっての裁判所等他の機関との連携

(5) 調査

- ・争点整理の実情
- ・立証計画の調整

(6) 審問

- ・立証順序
- ・背景事情の立証
- ・尋問の制限
- ・労使参与委員からの尋問
- ・集中審理

(7) 和解

(8) 命令

- ・命令の起案から合議までの手順
- ・命令書への証拠の摘示

(9) 命令取消訴訟への対応

### 3 地方労働委員会の課題

(1) 審理の迅速化

- ・早期の争点整理の徹底化
- ・集中審理
- ・組織、体制の強化

(2) 再審査制度・取消訴訟制度の再検討

(3) 個別的労使紛争の処理

(4) 公的扶助制度の整備

以上

# 労働検討会提出資料

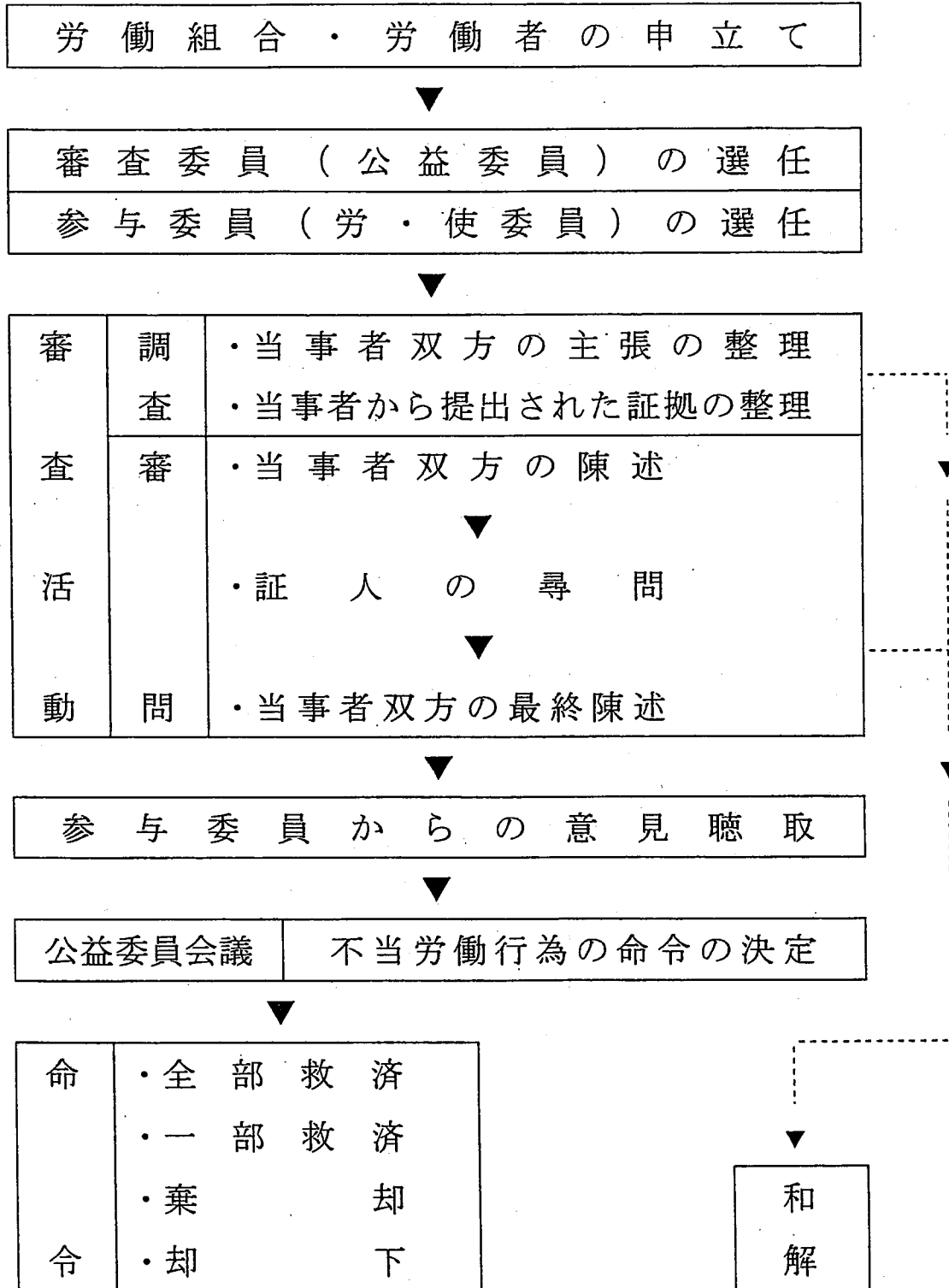
東京都地方労働委員会

# 目 次

1	不当労働行為の審査	
(1)	不当労働行為の審査の手続	資料 1
(2)	不当労働行為事件取扱件数(最近10年間)	資料 2
(3)	全国地方労働委員会における不当労働行為事件取扱件数	資料 3
(4)	全国地労委対比新規件数	資料 4
(5)	労組法第7条各号別件数(年次別新件)	資料 5
(6)	不当労働行為事件終結区分別平均処理日数の推移	資料 6
(7)	終結区分別所要日数区分分布	資料 7
(8)	労組法第7条各号別平均所要日数(終結事件)	資料 8
(9)	申立から命令交付及び結審から命令交付までの所要日数	資料 9
(10)	新受付事件に占める合同労組関連事件の推移	資料 9
2	労働争議の調整	
(1)	調整の方法	資料 10
(2)	あっせんの手続	資料 11
(3)	調整事件取扱件数(最近10年間)	資料 12
(4)	全国地労委対比新規件数	資料 13
(5)	調整事項別係属状況	資料 14
(6)	終結区分別平均所要日数	資料 15
3	東京都地方労働委員会委員の構成と在職期間(平成14年3月現在)	資料 16
4	第35期東京都地方労働委員会委員名簿(平成13年12月4日現在)	資料 17
5	東京都地方労働委員会事務局専門研修体系	資料 18
6	行政専門職(法務)	資料 19
7	庁内公募制人事の実施について	資料 20
8	事務局職員の在職期間等について(平成14年3月1日現在)	資料 21

1 不当労働行為の審査

不当労働行為の審査の手續





## 不当労働行為事件取扱件数（最近10年間）

（単位：件、％）

区分	年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	取扱件数		467	370	387	417	460	470	425	454	507
前年からの繰越		386	303	286	330	362	393	325	340	383	396
新規申立		81	67	101	87	98	77	100	114	124	96
終結件数		164	[1] 84	57	55	67	145	85	71	111	105
		[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
取下・和解		155	69	46	39	46	133	80	65	96	83
		[94.5]	[82.1]	[80.7]	[70.9]	[68.7]	[91.7]	[94.1]	[91.6]	[86.5]	[79.0]
取下		11	17	7	6	6	17	8	15	13	17
		[6.7]	[20.2]	[12.3]	[10.9]	[9.0]	[11.7]	[9.4]	[21.1]	[11.7]	[16.2]
無関与和解		36	3	7	12	17	11	9	8	14	11
		[22.0]	[3.6]	[12.3]	[21.8]	[25.4]	[7.6]	[10.6]	[11.3]	[12.6]	[10.5]
関与和解		108	49	32	21	23	105	63	42	69	55
		[65.9]	[58.3]	[56.1]	[38.2]	[34.3]	[72.4]	[74.1]	[59.2]	[62.2]	[52.4]
命令・決定		9	[1] 15	11	16	21	12	5	6	15	22
		[5.5]	[17.9]	[19.3]	[29.1]	[31.3]	[8.3]	[5.9]	[8.4]	[13.5]	[21.0]
全部救済		5	6	5	7	3	8	2	3	5	4
		[3.0]	[7.1]	[8.8]	[12.7]	[4.5]	[5.5]	[2.4]	[4.2]	[4.5]	[3.8]
一部救済		3	[1] 8	1	8	14	4	2	1	3	14
		[1.8]	[9.5]	[1.8]	[14.5]	[20.9]	[2.8]	[2.4]	[1.4]	[2.7]	[13.3]
棄却		1	1	5	1	4	—	1	2	5	1
		[0.6]	[1.2]	[8.8]	[1.8]	[6.0]	—	[1.1]	[2.8]	[4.5]	[0.9]
却下		—	—	—	—	—	—	—	—	2	3
		—	—	—	—	—	—	—	—	[1.8]	[2.9]
救済率		72.2	66.7	50.0	68.8	47.6	83.3	60.0	58.3	43.3	50.0
終結率		35.1	22.7	14.7	13.2	14.6	30.9	20.0	15.6	21.9	21.3
次年繰越		303	286	330	362	393	325	340	383	396	387

(注) (1) 件数欄の [ ] 内数字は、一部分離命令で外数。

$$(2) \text{ 救済率} = \frac{\text{全部救済} + \text{一部救済} \times 1/2}{\text{命令・決定}} \times 100$$

$$(3) \text{ 終結率} = \frac{\text{終結件数}}{\text{取扱件数}} \times 100$$

## 全国地方労働委員会における不当労働行為事件取扱件数

(単位:件)

区分/年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12
<b>取扱件数</b>	<b>1,598</b>	<b>1,270</b>	<b>1,297</b>	<b>1,347</b>	<b>1,382</b>	<b>1,408</b>	<b>1,375</b>	<b>1,427</b>	<b>1,453</b>
前年からの繰越	1,331	953	948	1,034	1,055	1,076	1,021	1,022	1,069
新規申立	267	317	349	313	327	332	354	405	384
<b>終結件数</b>	<b>645</b>	<b>322</b>	<b>263</b>	<b>292</b>	<b>306</b>	<b>387</b>	<b>353</b>	<b>358</b>	<b>392</b>
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
<b>取下・和解</b>	<b>583</b>	<b>247</b>	<b>190</b>	<b>196</b>	<b>214</b>	<b>300</b>	<b>265</b>	<b>265</b>	<b>294</b>
	90.4%	76.7%	72.2%	67.1%	69.9%	77.5%	75.1%	74.0%	75.0%
取 下	54	68	43	32	36	53	51	68	47
	9.3%	27.5%	22.6%	16.3%	16.8%	17.7%	19.2%	25.7%	16.0%
無関与和解	69	52	53	51	58	49	54	50	69
	11.8%	21.1%	27.9%	26.0%	27.1%	16.3%	20.4%	18.9%	23.5%
関与和解	460	127	94	113	120	198	160	147	178
	78.9%	51.4%	49.5%	57.7%	56.1%	66.0%	60.4%	55.5%	60.5%
<b>命令・決定</b>	<b>62</b>	<b>75</b>	<b>73</b>	<b>96</b>	<b>91</b>	<b>87</b>	<b>88</b>	<b>93</b>	<b>98</b>
	9.6%	23.3%	27.8%	32.9%	29.7%	22.5%	24.9%	26.0%	25.0%
全部救済	20	24	20	33	21	23	21	28	28
	32.3%	32.0%	27.4%	34.4%	23.1%	26.4%	23.9%	30.1%	28.6%
一部救済	33	44	38	34	50	40	42	35	43
	53.2%	58.7%	52.1%	35.4%	54.9%	46.0%	47.7%	37.6%	43.9%
棄 却	9	7	13	28	19	20	21	19	20
	14.5%	9.3%	17.8%	29.2%	20.9%	23.0%	23.9%	20.4%	20.4%
却 下	0	0	2	1	1	4	4	11	7
	0.0%	0.0%	2.7%	1.0%	1.1%	4.6%	4.5%	11.8%	7.1%
救済率	58.9%	61.3%	53.4%	52.1%	50.5%	49.4%	47.7%	48.9%	50.5%
移 送	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
終 結 率	40.4%	25.4%	20.3%	21.7%	22.1%	27.5%	25.7%	25.1%	27.0%
<b>次年繰越</b>	<b>953</b>	<b>948</b>	<b>1,034</b>	<b>1,055</b>	<b>1,076</b>	<b>1,021</b>	<b>1,022</b>	<b>1,069</b>	<b>1,061</b>

※ 救済率 =  $\frac{\text{全部救済} + \text{一部救済} \times 1/2}{\text{命令・決定}}$

※ 終結率 =  $\frac{\text{終結件数}}{\text{取扱件数}}$

資料	4
----	---

全国地労委対比新規件数（最近10年間）

（単位：件、％）

区分	年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
東京都		81	67	101	87	98	77	100	114	124	96
全国		267	317	349	313	327	332	354	405	384	341
比率		30.3	21.1	28.9	27.8	30.0	23.2	28.2	28.1	32.3	28.3

## 労組法第7条各号別件数(年次別新件)

(単位:件、%)

区分	年	件数							構成比						
		平成7	8	9	10	11	12	13	平成7	8	9	10	11	12	13
申立件数		87	98	77	100	114	124	153	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分類	1号関係	64	61	50	60	87	75	51	73.6	62.2	64.9	60.0	76.3	60.5	33.3
	2号関係	38	48	35	53	51	71	53	43.7	49.0	45.5	53.0	44.7	57.3	34.6
	3号関係	60	61	48	41	69	62	48	69.0	62.2	62.3	41.0	60.5	50.0	31.4
	4号関係	-	1	1	1	1	3	1	-	1.0	1.3	1.0	0.9	2.4	0.7
内訳	1号	7	13	10	23	18	20	9	8.1	13.3	13.0	23.0	15.8	16.1	9.4
	2号	16	20	13	26	18	27	27	18.4	20.4	16.9	26.0	15.8	21.8	28.1
	3号	-	5	4	7	2	4	8	-	5.1	5.2	7.0	1.8	3.2	8.3
	4号	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0.8	-
	1・2号	5	3	5	10	9	13	10	5.7	3.1	6.5	10.0	7.9	10.5	10.4
	1・3号	41	31	27	16	42	27	24	47.1	31.6	35.0	16.0	36.8	21.8	25.0
	1・4号	-	1	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-
	2・3号	7	13	9	7	7	17	10	8.1	13.3	11.7	7.0	6.1	13.7	10.4
	2・4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1・2・4号	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0.8	-
	1・2・3号	11	12	8	10	17	13	7	12.6	12.2	10.4	10.0	14.9	10.5	7.3
	1・3・4号	-	-	1	1	1	1	1	-	-	1.3	1.0	0.9	0.8	1.0
	1・2・3・4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) (1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

不当労働行為事件終結区分別平均処理日数の推移

(単位：日、( )内は件数)

区分		年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
都 労 委	総平均		1,895 (164)	1,744 (84)	1,125 (57)	1,440 (55)	1,488 (67)	1,186 (145)	1,463 (85)	1,198 (71)	729 (111)	971 (105)
	命令・決定		1,874 (9)	2,235 (15)	1,868 (11)	1,611 (16)	2,642 (21)	1,353 (12)	1,066 (5)	1,369 (6)	1,475 (15)	1,672 (22)
	取下・和解		1,894 (155)	1,637 (69)	948 (46)	1,383 (39)	962 (46)	1,171 (133)	1,488 (80)	1,183 (65)	612 (96)	785 (83)
全 地 労 委	総平均		1,888 (645)	990 (322)	905 (263)	827 (292)	800 (306)	790 (388)	873 (355)	748 (359)	642 (392)	
	命令・決定		955 (62)	1,273 (75)	1,211 (73)	1,056 (96)	1,327 (92)	1,002 (88)	1,116 (90)	1,040 (94)	996 (98)	
	取下・和解		1,988 (583)	903 (247)	787 (190)	715 (196)	579 (214)	728 (300)	792 (265)	645 (265)	525 (294)	
中 労 委	総平均		1,559 (76)	1,720 (42)	1,092 (40)	1,222 (47)	1,477 (41)	1,211 (45)	1,877 (55)	1,692 (57)	1,675 (56)	
	命令・決定		1,243 (19)	2,424 (18)	1,476 (20)	1,388 (22)	1,905 (27)	1,763 (30)	2,458 (30)	1,853 (31)	1,456 (15)	
	取下・和解		1,665 (57)	1,191 (24)	708 (20)	1,075 (25)	651 (14)	635 (15)	1,181 (25)	1,499 (26)	1,755 (41)	

終結区分別所要日数区分分布

9年

終結区分 日数区分	総数	命令 決定	関与 和解	無関与 和解	取下
総数	145	12	105	11	17
49日以内	—	—	—	—	—
50～99日	3	—	2	—	1
100～299日	18	—	11	1	6
300～499日	11	1	6	3	1
500～699日	21	—	19	2	—
700～999日	14	1	8	3	2
1,000～1,499日	36	5	28	1	2
1,500日以上	42	5	31	1	5

10年

終結区分 日数区分	総数	命令 決定	関与 和解	無関与 和解	取下
総数	85	5	63	9	8
49日以内	—	—	—	—	—
50～99日	4	—	1	2	1
100～299日	16	—	13	1	2
300～499日	5	—	4	—	1
500～699日	8	1	5	1	1
700～999日	11	2	7	1	1
1,000～1,499日	12	1	8	3	—
1,500日以上	29	1	25	1	2

11年

終結区分 日数区分	総数	命令 決定	関与 和解	無関与 和解	取下
総数	71	6	42	8	15
49日以内	3	—	2	1	—
50～99日	4	—	4	—	—
100～299日	21	—	16	1	4
300～499日	12	—	6	4	2
500～699日	6	1	2	—	3
700～999日	5	1	1	1	2
1,000～1,499日	9	3	3	1	2
1,500日以上	11	1	8	—	2

12年

終結区分 日数区分	総数	命令 決定	関与 和解	無関与 和解	取下
総数	111	15	69	14	13
49日以内	1	—	—	—	1
50～99日	7	—	5	1	1
100～299日	34	1	25	2	6
300～499日	13	—	6	5	2
500～699日	19	3	9	4	3
700～999日	6	2	3	1	—
1,000～1,499日	16	3	13	—	—
1,500日以上	15	6	8	1	—

労組法7条各号別平均所要日数（終結事件）

年	区分	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	その他
11年	件数	4	25	2	6	11	9	13	1
	延べ日数	8,638	21,330	872	5,351	35,971	3,664	8,772	855
	平均日数	2,159.5 (173.3)	853.2 (528.8)	436.0	891.8	3,270.1 (1738.1)	407.1	674.8	855.0
12年	件数	17	28	2	15	22	13	12	2
	延べ日数	17,294	12,501	886	11,772	15,440	11,890	8,819	2,153
	平均日数	1,017.3 (915.5)	446.5	443.0	784.8	701.8 (563.7)	914.6	734.9	1,076.5
13年	件数	18	25	3	10	31	6	11	1
	延べ日数	20,253	13,418	3,275	6,935	38,972	6,246	10,926	200
	平均日数	1,125.2 (768.7)	536.7	1,091.7	693.5	1,257.2 (574.7)	1,041.0	993.3	200.0

注1；（）内は、下記注2～注4の事件を除いた場合の平均所要日数。

注2；11年分 11年6月30日に和解が成立した日本ロール製造事件は、昭和52年～55年の賃金差別等の事案であり、1号に1件8,118日、2号に1件8,110日、1・3号に3件22,066日を含んでいる。

注3；12年分 中労委で当委員会係属事件を含む和解が成立した日立製作所事件が12年10月18日に取り下げられたが、1号に6件7,224日、1・3号に3件4,729日を含んでいる。

注4；13年分 13年4月10日に和解が成立したトキメック事件は、平成4年～12年の賃金差別の事案であり、1・3号に10件20,225日を含んでいる。  
また、13年1月29日に命令を交付した松蔭学園事件は、昭和56年及び平成2年～9年の賃金差別の事案であり、1号に4件9,491日、1・3号に1件7,253日を含んでいる。

13年 終結区分別所要日数区分分布(その2)

13年

終結区分		総数	命令 決定	関与 和解	無関与 和解	取下
日数区分	総数					
総数	105	22	55	11	17	
49日以内	5	-	2	1	2	
50～99日	3	-	2	-	1	
100～299日	30	2	16	5	7	
300～499日	11	-	9	1	1	
500～699日	5	1	4	-	-	
700～999日	12	3	8	-	1	
1,000～1,499日	17	7	7	1	2	
1,500日以上	22	9	7	3	3	



申立から命令交付及び結審から命令交付までの所要日数

申立から命令交付までの所要日数

	9年	10年	11年	12年	13年
命令件数	12	5	6	15	22
最短日数	362	655	513	238	183
最長日数	2,031	1,709	2,528	4,621	7,253
平均日数	1,352.7	1,065.8	1,368.5	1,474.5	1,671.5

結審から命令交付までの所要日数

	9年	10年	11年	12年	13年
命令件数	12	5	6	15	22
最短日数	256	293	301	30	10
最長日数	997	534	707	734	1,010
平均日数	545.2	402.6	461.8	362.9	393.8

新受付事件に占める合同労組関連事件の推移

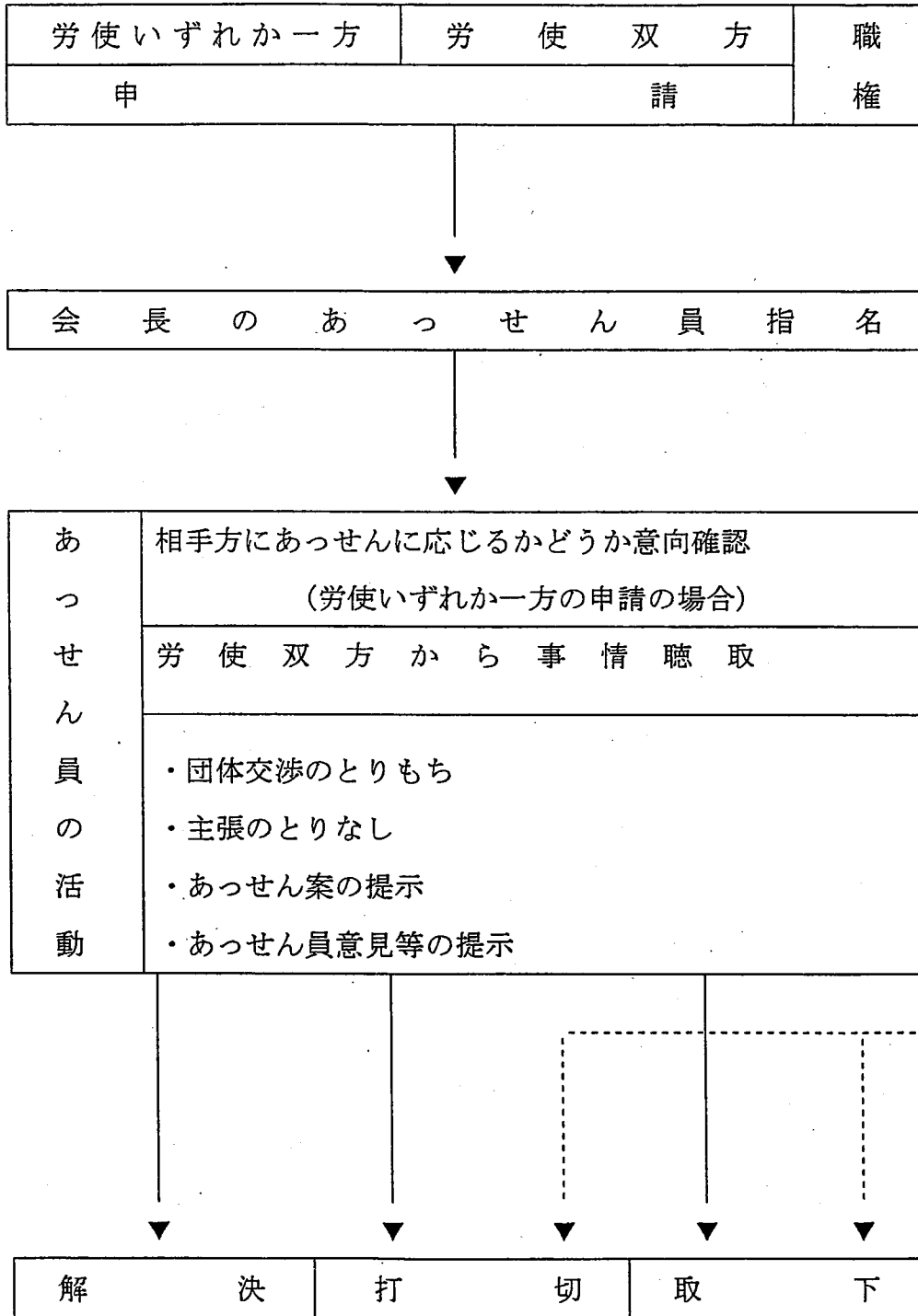
	労働争議の調整			不当労働行為の審査			合計		
	取扱件数	うち合同労組	構成比	取扱件数	うち合同労組	構成比	取扱件数	うち合同労組	構成比
平成7年	102	56	54.9%	87	41	47.1%	189	97	51.3%
平成8年	143	103	72.0%	98	46	46.9%	241	149	61.8%
平成9年	120	92	76.7%	77	35	45.5%	197	127	64.5%
平成10年	175	140	80.0%	100	51	51.0%	275	191	69.5%
平成11年	212	170	80.2%	114	56	49.1%	326	226	69.3%
平成12年	160	125	78.1%	124	66	53.2%	284	191	67.3%
平成13年	168	113	67.3%	96	50	52.1%	264	163	61.7%
7年間の伸率	1.6倍	2.0倍	/	1.1倍	1.2倍	/	1.4倍	1.7倍	/

2 労働争議の調整

調整の方法

区分	担当者	開始	活動
あっせん	あっせん員  1人又は数人	1 労使いずれか一方の申請 2 労使双方の申請 3 職権	団体交渉のとりもち 主張のとりなし あっせん案の提示
調停	調停委員会  公益委員 労働者委員 } 同 使用者委員 } 数	1 労使双方の申請 2 労使いずれか一方の申請 (労働協約に定めのある場合及び公益事業の場合) 3 職権 4 労働大臣または知事の請求	調停案の提示 調停案受諾の勧告
仲裁	仲裁委員会  公益委員 3名 労使委員は意見を述べるができる	1 労使双方の申請 2 労使いずれか一方の申請 (労働協約に定めのある場合)	仲裁裁定 (当事者を拘束)

## あっせんの手続



調整事件取扱件数 (最近10年間)

(単位: 件、%)

区分	年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	取扱件数		(4)103	(2)133	(1)156	(2)136	(2)184	(1)154	(1)216	258	(2)200
前年繰越		(2) 38	(1) 36	(1) 37	(1) 34	41	34	41	46	40	(1) 40
新規開始		(2) 65	(1) 97	119	(1)102	(2)143	(1)120	(1)175	212	(2)160	(1)168
終結件数		(3) 67	(1) 96	122	(2) 95	(2)150	(1)113	(1)170	218	(1)160	(1)136
		[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
解決		(2) 43	48	47	(1) 32	(1) 65	46	(1) 93	95	(1) 69	72
		[64.2]	[50.0]	[38.5]	[33.7]	[43.3]	[40.7]	[54.7]	[43.6]	[43.1]	[ 52.9]
取下		(1) 6	22	33	(1) 24	(1) 24	(1) 18	24	31	22	21
		[ 9.0]	[22.9]	[27.0]	[25.3]	[16.0]	[15.9]	[14.1]	[14.2]	[13.8]	[ 15.4]
打切		18	(1) 26	42	39	61	49	53	92	69	(1) 43
		[26.9]	[27.1]	[34.4]	[41.1]	[40.7]	[43.4]	[31.2]	[42.2]	[43.1]	[ 31.6]
不調		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
裁定		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
解決率		70.5	64.9	52.8	45.1	51.6	48.4	63.7	50.8	50.0	62.6
終結率		65.0	72.2	78.2	69.9	81.5	73.4	78.7	84.5	80.0	65.4
次年繰越		(1) 36	(1) 37	(1) 34	41	34	41	46	40	(1) 40	(1) 72

(注) (1) ( ) 内数字は、調停件数で内数。

(2) 解決率 =  $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下を除く終結件数}} \times 100$

(3) 終結率 =  $\frac{\text{終結件数}}{\text{取扱件数}} \times 100$

全国地労委对比新規件数（最近10年間）

（単位：件、％）

区 分	年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
東 京 都		65	97	119	102	143	120	175	212	160	168
全 国		322	517	482	476	488	491	583	623	576	579
比 率		20.2	18.8	24.7	21.4	29.3	24.4	30.0	34.0	27.8	29.0

## 調整事項別係属状況

事 項	年	平成7	8	9	10	11	12	13
	総 数		115	157	137	191	372	324
1 件 当 り 平 均 事 項 数		1.13	1.09	1.14	1.09	1.75	2.03	1.63
組 合 承 認 ・ 組 合 活 動 等		2	3	3	1	5	1	7
協 約 締 結 ・ 全 面 改 定		3	—	1	—	5	5	1
協 約 効 力 ・ 解 釈		2	2	1	2	2	6	2
賃 金 等		15	30	23	22	82	100	54
賃 金 増 額		5	10	4	5	11	15	11
一 時 金		5	11	8	4	21	23	11
諸 手 当		1	—	4	2	12	21	9
その他賃金に関するもの		4	5	4	9	22	21	14
退職一時金・年金		—	4	2	1	9	14	9
解雇・休業手当		—	—	1	1	7	6	—
給与以外の労働条件		3	6	3	4	9	13	8
労 働 時 間		2	1	—	1	2	4	4
休 日 ・ 休 暇		1	1	—	1	2	5	—
作 業 方 法 の 変 更		—	1	—	—	—	—	—
定 年 制		—	3	—	2	2	—	1
その他の労働条件		—	—	3	—	3	4	3
経 営 又 は 人 事		24	22	19	28	119	97	77
事業休業止・事業縮小		1	2	—	2	5	9	1
企業合併・営業譲渡		—	1	—	—	1	3	2
人 員 整 理		—	1	1	1	20	4	5
配 置 転 換		3	2	5	2	8	12	11
解 雇		15	14	9	19	66	53	47
その他の経営・人事		5	2	4	4	19	16	11
福 利 厚 生		—	—	—	—	2	1	3
団 交 促 進		63	93	83	134	139	92	117
事 前 協 議 制		—	—	1	—	3	1	—
そ の 他		3	1	3	—	6	8	4



## 東京都地方労働委員会委員の構成と在職期間

平成14年3月現在

## I 構成

## 1 公益委員13名（労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命）

## ・学界：6名

労働法3名、民事訴訟法1名、行政法1名、労働経済学1名

## ・弁護士会：5名

東京弁護士会2名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会1名

## ・言論界：2名

放送分野1名、新聞分野1名

## 2 労働者委員13名（労働組合の推薦に基づき任命）

連合東京系10名、東京地評系3名

## 3 使用者委員13名（使用者団体の推薦に基づき任命）

東京経営者協会6名、東京商工会議所4名、東京都中小企業団体中央会3名

## ※ 女性委員の状況

公益委員2名、労働者委員1名、計3名（構成比：7.7%）

## II 在職期間（前期末（平成13年11月30日）現在）

1期2年、平均：3.3期

（公益委員2.6期、労働者委員2.5期、使用者委員4.8期）

最長：12期、最短：1期



## 第 35 期 東京都地方労働委員会委員名簿

(平成13年12月4日現在)

## 公益委員(◎は会長、○は会長代理)

氏名	ふりがな	現職
◎藤田 耕三	ふじた こうぞう	法務省公安審査委員会 委員長/弁護士(第一東京弁護士会)
○渡辺 章	わたなべ あきら	筑波大学 社会科学系教授
松井 清旭	まつい きよあき	弁護士(東京弁護士会)
明石 守正	あかし もりまさ	弁護士(第二東京弁護士会)
浜田 脩	はまだ ひさし	弁護士(第一東京弁護士会)
岩瀬 孝	いわせ たかし	日本労働研究機構 参与
大辻 正寛	おおつじ まさひろ	弁護士(東京弁護士会)
小井土 有治	こいど ゆうじ	日本経済新聞社 社友
古郡 鞆子	ふるごおり ともこ	中央大学 経済学部教授
中嶋 士元也	なかじま しげや	上智大学 法学部教授
中島 弘雅	なかじま ひろまさ	東京都立大学 法学部教授
岩村 正彦	いわむら まさひこ	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
小幡 純子	おばた じゅんこ	上智大学 法学部教授

## 労働者委員

氏名	ふりがな	現職
蘇武 幸壽	そぶ こうじ	全国一般東京一般労働組合 副執行委員長
永村 誠朗	ながむら まさお	東京地方労働組合評議会 幹事
上本 雅之	うえもと まさゆき	連合ユニオン東京 顧問
井川 昌之	いがわ まさゆき	東京地方労働組合評議会 常任幹事
片岡 裕	かたおか ゆたか	情報産業労働組合連合会東京都協議会 特別幹事
峰村 拓	みねむら ひろし	全国造船重機労働組合連合会東京地方協議会 事務局長
藤崎 良三	ふじさき りょうぞう	全水道・東京水道労働組合 特別執行委員
木村 智佑	きむら ともすけ	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東京地方協議会 特別常任幹事
山口 政市	やまぐち まさいち	JAM東京 副委員長
越田 公雄	こしだ きみお	全日本運輸産業労働組合東京都連合会 執行委員長
水谷 研次	みずたに けんじ	日本労働組合総連合会東京都連合会 総務企画局次長
青山 榮子	あおやま えいこ	日本労働組合総連合会東京都連合会 なんでも労働相談室員
大野 博	おおの ひろし	東京都電力総連 会長

## 使用者委員

氏名	ふりがな	現職
藤森 眞	ふじもり まこと	美スズ産業株式会社 取締役会長
須藤 光夫	すどう みつお	東京ガス株式会社 嘱託
深見 定男	ふかみ さだお	三菱重工業株式会社 顧問
茂木 進	もぎすすむ	東京都運送施設事業協同組合 理事
藤吉 敏生	ふじよし としお	株式会社日刊工業新聞社 代表取締役会長
越山 洋一	こしやま よういち	東京都中小企業団体中央会 理事
中山 敏行	なかやま としゆき	東京都中小企業団体中央会 副会長
垣添 尚平	かきぞえ しょうへい	日野自動車株式会社 顧問
齋藤 詢	さいとう まこと	東京経営者協会 常務理事
秋山 裕和	あきやま ひろかず	日本電気株式会社 特別顧問
小林 正典	こばやし まさのり	株式会社商工総合サービス 社長
稲庭 正信	いなにわ まさのぶ	東京経営者協会 労務法制部長
山科 誠	やましな まこと	株式会社バンダイ 取締役名誉会長



## 行政専門職（法務）について

## 1 行政専門職導入の目的

平成4年度に、一般行政部門において、特定の職務に精通し高度に専門的な知識、経験、能力を有する者を活用することを目的に、管理職相当の職位として設置した。

## 2 行政専門職選考（平成10年度実施要綱から抜粋）

## (1) 選考区分

情報処理、医事、用地買収、税務（資産評価）、税務（滞納整理）、法務、都市整備（換地計画）、都市整備（権利変換）、建築構造 の9区分

※ 選考区分としては、上記以外に「不動産評価」、「用地取得」、「会計監査」を加えた11区分となるが、すべての選考が毎年度実施されている訳ではない。

## (2) 受験資格

平成11年3月末日現在において次に掲げる要件をすべて満たしている人

(ア) 日本国籍を有する人で、別に定める職種の5級以上の職に、2年以上在職していること。

(イ) 各選考区分に対応する職務に通算10年以上従事していること。

(ウ) 年齢が45歳以上56歳未満であること。

## (3) 選考方法

業績評定、口頭試問（あらかじめ面接票、職務レポートを提出）など

## 3 行政専門職（法務）の概要

## (1) 法務事務の内容

訴訟関係事務（行政訴訟・民事訴訟）、不服申立事件関係事務、和解・損害賠償額の決定の専決処分、法律的意見に関する事務、収用裁決に関する事務、労働関係に関する事務、その他法務事務に関する職務

## (2) 求められる能力

- ・ 高度な法律知識（行政訴訟・民事訴訟に関する高度かつ広範な、特に手続的な知識。収用裁決、労働関係等当該職務に係る専門的知識）
- ・ 豊富な実務経験・応用力（答弁書、準備書面、裁決書及び法律的意見などの作成能力等。指定代理人として訴訟を処理するための経験・知識。収用裁決、労働関係等当該職務に係る実務的経験・知識）
- ・ バランスのとれた法的センス（事案を整理し分析する高度な折衝・調整能力）

(3) 職 責

法務副参事に準ずる重要困難な事件の処理、実務処理能力を中心とした関係職員  
の指導、育成等、法務事務レベルの向上

(4) 主な従事職場

総務局法務部訟務室・不服審査法務室、収用委員会事務局審理室、地方労働委員  
会事務局審査調整室

4 地方労働委員会事務局における行政専門職（法務）の設置

(1) 設置年月日 平成7年4月1日

(2) 職務内容

ア 命令書作成技法等審査実務についての法律見地からの指導、助言

審査事務については、公益委員の指揮のもとに行われるが、困難なケースに直面  
した場合、非常勤である委員にその都度詳細な指示を仰ぐことは困難である。こう  
した場合に、委員に代わって実務面での指導、助言を行う。

イ 訴訟事務

委員会の命令を巡る行政訴訟の際には、委員会の委員が代理人になることから、  
その手続事務等を補佐する。

ウ 労働争議のあっせんや労働相談等についての法律見地からの助言

(3) 職位等

ア 職 位 7級職（課長級）の管理職

イ 職層名 専門副参事

## 庁内公募制人事の実施について

### (JOB POSTING SYSTEM)

- 目的
- 1 東京の課題に的確に対応し、限られた人材を機動的かつ効率的に広く庁内に求め、人材の活用を図る。
  - 2 職員的能力・適性や意欲等を最大限に生かし、職務に反映する。

- 対象職務
- ・専門性の高い職務
  - ・規模の大きなプロジェクト など全庁から広く人材を募ることが望ましい職務。

(具体例)

区分	幹部職員	一般職員
公募予定職務	情報化推進に関する職務	法務に関する職務
		情報化推進に関する職務 (システム、データベース、ネットワーク等)
	災害対策に関する職務	国際交流に関する職務

※今後、対象分野の拡大・修正を行う。

- 応募方法
- 公募対象の職および職務を全庁に公開し、希望者は直接、総務局人事部へ申し込むことができる。(郵送、持参、TAIMS等)

- 選抜方法
- 書類審査及び面接後、選抜者の登録を経て任用する。

- スケジュール
- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (幹部職員)           | (一般職員)         |
| 13年1月上旬 公募開始     | 12年12月上旬 公募開始  |
| 13年4月1日以降 選抜者を任用 | 13年4月1日 選抜者を任用 |

- その他
- 各局の事情に応じて、「局内一般職員公募制度」を設けることができる。

(問い合わせ先)

総務局人事部人事課 中井 直通 03-5388-2371 (内)24-510  
 <異動I> 西山 直通 03-5388-2373 (内)24-520  
 <異動II> 大久保 直通 03-5388-2374 (内)24-526

事務局職員の在職期間等について(平成14年3月 1日現在)

	職員数	平均地労委事務局 在職期間	平均現担当在職期間	現担当3年以上
審査担当	20人	9年	7年	12人
調整担当	9人	20年	7年	8人
総務課	16人	5年	3年	4人
全体	45人	10年	5年	24人

注) 期間は全て通算している。